

＜交流施設 寄来屋のご利用について＞

様々な交流や体験、ふれあいの場、各種団体の活動など多目的にご利用いただけます。

お問い合わせ・お申し込み先 若桜町役場町民福祉課 Tel.0858-82-2232 IP982-2232

＜施設の利用申請＞

受付時間	午前8時30分～午後5時15分(土日及び祝祭日を除く)
申請方法等	・電話または来庁にて空き状況を確認後、使用許可申請書を提出してください。
	・申請書は、使用する日の3日前(土日及び祝祭日を除く)までに提出してください。
	なお、宿泊を伴う場合は7日前までの申請が必要です。
	・使用料のお支払いは、後日送付する納付書により納期限までに納付してください。
	・使用の目的などにより、免除になる場合があります。(免除申請書を提出してください。)
	・申込は先着順とします。
	・使用時間は、準備から片付けに要する使用時間を含めてください。
使用許可	郵送にて送付します。

＜施設の利用について＞

休館日	毎月曜日並びに1月1日から1月5日まで及び12月29日から12月31日まで
開館時間	午前9時から午後10時まで 宿泊を伴う場合などは、退館日の概ね9時まで。
その他	施設内は禁煙です。
	使用の際に出たゴミは、全てお持ち帰りいただきます。
	原則として、引き続き3日を超えて使用することはできません。
	施設、備品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければなりません。
	施設の管理、特に火災予防及び盗難の予防に万全を期してください。
	許可なく物品等の販売その他の営利を目的とした行為等をしないでください。
このような場合は使用できません	・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
	・交流拠点施設又は設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
	・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及び構成員の利益になると認められるとき。
	・上記に掲げる場合のほか、交流拠点施設の管理上支障があると認められるとき。

＜使用料＞＜設備一覧＞は裏面

<使用料>変更になる場合がありますので、申請の際にご確認ください。
 使用の目的などにより、免除になる場合があります。(免除申請書を提出してください。)

名称 (利用区分)	1回の使用料
交流室 及び調理室	1時間当たり310円
多目的室	1人当たり1,050円 (宿泊を伴う場合のみ)
浴室	1人当たり210円
屋内運動場	1時間当たり100円

その他 許可に係る利用区分が、1利用区分を超えて利用する場合の使用料は、それぞれの利用区分の規定使用料額の合計額とします。
 宿泊室の施設使用料は、光熱水費等、備え付けの物品の使用料金であり、食材費等は含みません。

<設備一覧>

交流室	12人掛け堀こたつ2基・こたつ用布団2枚、座布団約30枚、ピアノ(イスなし)、輪投げ、積み木、図書
調理室	調理台3台(IH各2台)・その他の備品は別紙
多目的室	2段ベッド10台(20名)。 (寝具は各自でご用意ください。)
和室	
浴室	浴槽1(6人程度)、シャワー2基。洗面器4・風呂イス3。 (シャンプー、石けん類、タオルなどは各自でご用意ください。)
洗面所	ドライヤー、石けん類はありません。
洗面/脱衣所	ドライヤー、石けん類、脱衣カゴはありません。
冷暖房	交流室(冷暖房完備)、調理室、多目的室・和室(暖房完備)
放送設備	マイク等の設備はありません。
電話	ありません。
イス・机	パイプ椅子約50台・折りたたみイスなど約20台・演台1台・学童用机イス約20台、木製角イス約20台
テレビ	液晶テレビ(46型)1台
冷蔵庫	家庭用冷蔵庫(321リットル)1台
洗濯機	全自動洗濯機(容量7キロ)1台(洗剤などはご用意ください。) ・室内用物干し2台